

- ① 事前アンケート結果、テーマ別の意見・質問共有
- ② 最近のトピック（各省報道発表資料等）
- ③ 物流改正法ご質問への回答
- ④ 中国四国農政局からのご説明  
「農林水産物・食品分野における物流生産性向上の  
取組について」
- ⑤ 参考資料

## 物流2法改正による具体的な規制内容・影響

### 利用運送事業者の皆様から

- 荷主への影響度と改正の指導、助言、調査、公表はどの程度その会社に影響するのか。
- トラック新法「適正原価を下回らない」運賃設定の今後の定義など、わかれば教えていただきたい。
- **受け側は発荷主の配送業者との契約内容がわからない為、乗務員に取り卸し等の荷役を依頼しています。Gメンから指摘があった場合は発荷主の契約を改定してもらえばよろしいでしょうか。**

### 利用運送事業者 兼 発荷主の皆様から

- 物流2法改正による具体的な規制内容・影響について、分かりやすく教えて欲しい。

### 利用運送事業者 兼 発荷主 兼 着荷主の皆様から

- 荷主としての物流総合効率化法における、定期報告の記載内容について

### 発荷主の皆様から

- 発注書面交付について、トラック法と取適法の必要事項が違い、混乱する。同じ内容にしてほしい。

### 発荷主 兼 着荷主の皆様から

- 物流効率化法対応の各社の準備状況等について知りたい。

### その他の皆様から

- この度の改正では空港、港湾といった大規模ターミナルが対象から外れていることは存じています。しかし以前（改正前だったと思います）に、次の段階ではそれらも視野に入れると説明がありました。ただこのような施設等の、とくに複数の会社が絡む中でどのように待機料等を請求すればよいか分かりません。船主やターミナルへの働きかけ・ガイドラインの策定など予定をお聞かせください。

# 事前にいただいたご意見・ご質問等

## 取適法・振興法（旧下請け2法）について

運送事業者 兼 元請トラック運送事業者 兼 利用運送事業者の皆様から

- ・ 現行の運賃が付帯作業込みの運賃となっていた為、取適法施工に合わせて運賃と付帯作業に分けたところ、中小受託者より現行運賃にプラスして付帯作業料金がもらえるのでは？と問い合わせを受けた。当社としては、現行も無償で付帯作業を依頼していたわけではない為、先方の認識は誤っていると思うが納得しない。どのような対応が望ましいか？また、待機時間の最小単位や単価は特段取り決めはないと思われるが、他社は15分●●円だからという理由で、当社にも同じように要求してくる。取適法施工したは良いが、価格設定について明確な回答がなく対応に困っている。

運送事業者 兼 元請トラック運送事業者 兼 利用運送事業者 兼 発荷主 兼 倉庫事業者の皆様から

- ・ 荷主に対し、**付帯作業料金：待機、手積み、手卸（1時間かかる）**ため、平均賃金である**1300円**を要求したところ**拒否、下請け業者へも事情を説明し、今年の付帯作業料金を0円でたのみ、承諾されましたが違法になりますでしょうか。**

元請トラック運送事業者の皆様から

- ・ 取適法において着荷主に対する説明・指導・監督責任はどう考えるべきか？

利用運送事業者の皆様から

- ・ 従業員数300人以下は下請けになる基準の根拠が知りたい。

発荷主 兼 着荷主の皆様から

- ・ 法規制の最新動向を把握することには強い関心があります。

その他の皆様から

- ・ ここでの話しではないかもしれませんが、軽貨物事業者が委託事業者から、ペナルティ料・リース契約車両の法外な整備費請求（ディーラー整備で、金額の事前打診なし）、契約書の不交付といったことがまだ続いております。先日、フリーランス法違反の疑いで調査が入った会社に係る報道がありましたが、泣き寝入りになる類似事例は多いように思います。軽貨物は利用運送制度が存在しませんが、一般貨物でも紹介業者が介在することがありますし、不適正と思える取引の通報もトラックGメンポータルサイトで良いのでしょうか？（物流2法関係のみという認識があります）

## 商慣行の見直しについて

### 発荷主の皆様から

- 物流（納品・配達等の）最上流にある、お客様からの既存発注手順について、是非、御対策室の監督目つ管理下にあるのか、ご教示をください。当社では、本日現在、未だ50%の“FAX”を通した受注を、日次、対応しております。（その他EDIにて）当社ビル業界に所在しております。当業界は商慣行は古く、昭和体制からの成長が滞っている事実です。ついては、お客様からの受注を、以後商慣行EDI化へ革新すべく、当社では強く前を向き、希望を持っております。
- 大型のショッピングモールや複合施設のテナント店への納品において、納品口ではなくテナント店まで納品している商慣習があります。また、納品までのルートで一般客と同じルートを通るケースもあることから見直しをしたいと考えます。しかし、1法人での対応としては商売上の関係もあるため、時間を要することからご支援いただきたい。
- **車上渡しでの納入を条件としていますが、「今までの人は、降ろしてくれていたのに…」と云われると乗務員が断り辛いようです。着荷主に対する教育の機会はあるのでしょうか？**

### 発荷主 兼 着荷主の皆様から

- 現在有効の契約書が古く、業務範囲の詳細までの決まりの記載がないパターンが多く、詳細を取り交わしたいが必要印紙の出費や業務量を理由に後回しになってしまっている。
- **納入先で付帯作業を要請されることがあります。納入先に車上渡しを申し入れたいのですが、国交省で作成されたリーフレット等がありますか？また今後作成の予定はございますか？**

# 事前にいただいたご意見・ご質問等

## 荷主・消費者の行動変容

発荷主 兼 着荷主の皆様から

- 建設業です。今まで契約時に書面交付をしていませんでした。今後、依頼する都度交付するとなると現場の負担が大きいいため、他の建設業者はどのような運用をされているのか、また今後どのような運用をしようとしているのか、知りたいです。

倉庫事業者の皆様から

- 締め時間を守らず当日出庫依頼が全く減りません。また運送会社もその依頼を受けているようです。荷主企業の意識改革がどれだけ進んでいるか知りたいです（業界によって違うと思いますが）。運送会社だけが優遇されて、それまで運送会社がやっていた付帯作業などが倉庫側に振られて来そうで懸念してます。根本から見直して欲しいと思います。

## バス予約システムの導入について

着荷主の皆様から

- バス予約システムの具体的な導入例を知りたいです。

## モーダルシフトについて

運送事業者の皆様から

- モーダルシフトの普及具合と今後トラック運送事業者の仕事が無くなる可能性について。

## パレットの導入について

発荷主の皆様から

- 他社の取り組み事例を知りたい
- パレット化を進めつつ着荷主と協力して積載効率を改善した取り組み事例を知りたい。

## 利用運送事業者について

### 利用運送事業者の皆様から

- 貨物利用運送事業者による書面交付及び実運送体制管理簿作成の際に必要な、委託先への元請連絡事項の通知について、
  - ① 一次委託先との運送契約締結の際の書面交付（相互交付）に、元請連絡事項が記載されていれば、兼用は可能でしょうか。それとも、交付する書面と元請連絡事項の通知書面は別々に用意する必要がありますでしょうか。
  - ② 元請事業者による、一次委託先への元請連絡事項の通知事項に「請負階層」がありませんが、一次委託先への通知の場合、請負階層は通知しなくてもよいということでしょうか。そのことが原因で、委託先が他の運送事業者への通知で請負階層を記載せず、元請け事業者が働きかけや要請の対象になったり、実運送の請負階層の把握ができない事態になったりしないでしょうか。二以上の段階にわたる委託を制限することが前提と言っても、運送事業者によっては委託せざるを得ないことがあるかもしれません。
  - ③ 書面交付について、法第24条第2項では、法第12条のような「相互に交付」とはなっていません。その理由を教えてください。運送事業者間は一方向的な交付でよいとすると、仕事を都合してほしい事業者にとっては、対価に関係なく受託せざるを得ない状況にならないでしょうか。
- こういった質問に対する回答について、セミナー内での口頭による回答ではなく、文書として公表していただけないでしょうか。回答者によっては、早口だったり、何を言っているか要領を得ない等、結局あいまいなまま次の質問回答に行ってしまう方がいます。また、言葉が足りず、その回答内容についてこちらが考えている間に次の質問に行くので、その質問回答を聞き逃してしまいます。ぜひ、文書化をお願いします。

# 事前にいただいたご意見・ご質問等

## トラックGメンの具体的な活動内容

着荷主の皆様から

- トラックGメンの直近の具体的な活動内容と動向を知りたいです。  
〇〇会社に〇〇内容で調査に入り、〇〇な指導をおこなったなど。

発荷主 兼 着荷主の皆様から

- トラックGメンの役割は、サプライチェーン運営に直接影響すると感じています。企業側としても適正な運送取引を行うため、当局の方針や監視のポイントを把握しておく必要があると考えています。

## 適正運賃收受（運賃交渉）

利用運送事業者の皆様から

- 標準的運賃の8割にも満たない金額で運賃交渉しても、周囲の運送会社がそれ以下の運賃で請負っている。下を潜る業者を取り締まれないのか知りたい。

## トラック運送事業の原価計算

発荷主の皆様から

- トラック運送に関する「原価」の考え方とその算出方法が知りたいです。

## その他（改正労働安全衛生法）

発荷主の皆様から

- 改正労働安全衛生法が本年4月から対象が自社労働者から、作業場に入出入りする全ての業務従事者にかかります。ドライバー荷役付帯作業は該当するものと思われ、その詳細が分れば教えてください。